

広島市告示第405号
令和7年8月1日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、広島市固形状一般廃棄物処分手数料収納事務の公金事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示します。

広島市長 松井 一實

- 1 指定公金事務取扱者の名称、代表者の氏名及び住所又は事業所の所在地
 - （1）株式会社 TAISEI
 - （2）代表取締役 玉木 昌士
 - （3）広島市南区段原日出二丁目3番20号
- 2 指定公金事務取扱者の指定をした日
令和7年8月1日
- 3 指定公金事務取扱者に公金事務を委託した期間
契約締結日から令和8年3月31日まで